

「ぐんまこどもビジョン 2025(仮)」冊子データ作成及びデザイン編集業務仕様書

1 業務の名称

「ぐんまこどもビジョン 2025(仮)」冊子データ作成及びデザイン編集業務

2 趣旨・目的

本県こども分野の最上位計画として位置づけられている「ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020」の計画期間が 2025 年 3 月末で終期を迎えることから、2025～2029 年までを計画期間とする新たな計画「ぐんまこどもビジョン 2025(仮)」を 2025 年 3 月に策定する。計画骨子は、**(別添) 参考資料**のとおり、国「こども大綱」(2023 年 12 月閣議決定)を勘案し、こども・若者のライフステージを意識した構成とする。

本業務では、当該計画を「こども・若者、子育て当事者らに説明しやすく、実務でも使える」ものとするため、見やすく読みやすい冊子データの作成と、こども・若者らへの周知に適する資料の作成を行うものである。

本業務での成果物においては、こども・若者らの声を可能な範囲で多く盛り込んだ内容とし、「こども・若者にも手に取ってもらえるデザイン」を優先するものとする。

(参考) 令和 5 年 4 月施行の「こども基本法」第 11 条において「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことが義務化

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日

4 業務内容

基本的な業務内容は以下のとおりとする。具体的な内容については、企画提案により、県と協議の上決定する。

(1) 計画本体のデータ作成

県が提供する PowerPoint の原稿をもとに、フォントやサイズ、誤字脱字、表記の揺れ等の表記を整えるとともに、ページレイアウトや図表のデザインを行って冊子データを作成する。

主な体裁等は下記を想定している。企画提案書において、表紙及び本文ページのデザイン案(イメージ)を提示すること。

頁数	120 頁程度 ※「(別紙 1) ページ数の内訳」のとおり
図表数	各頁 1～5 程度の図表を挿入する予定 ※県が提供する原稿に図表の指定がない場合には、必要に応じて適宜内容にふさわしいイラスト等を挿入すること
出力形式	A4 横向き・フルカラー(翌年度以降、印刷・デジタル冊子での出力を想定) 電子データ
校正	・契約後、複数のデザイン案を提出すること。基本的なデザインは、県と協議の上決定する。

- ・ 3月下旬の完成まで、適宜原稿の修正や追加がある。
- ・ 主に以下のタイミングを目安に、県が了承するまでそれぞれ3回程度の校正作業を行い、対外的に公表できるデータとしてまとめる。
- ・ 県が提供する原稿について、追加すべきキーワードや文章の修正点があれば指摘、提案して差し支えない。
- ・ 用字用語等のルールについては、原則「(別紙2)表記方法等のルール」のとおりとする。

原稿提供	初校データ提出	校了
契約締結後 (11月上旬頃)	12月上旬	12月中旬(パブリックコメント用)
1月中旬	2月上旬	2月中旬(最終案)
3月上旬	3月中旬	3月下旬【完成】

※最終的な納品日等は、「5 成果物の提出及び納期等」参照

(2) 「概要版」及び「やさしい版」の作成

上記(1)の内容を簡単に説明するための「概要版」及び、こども・若者向けの「やさしい版」を作成する。主な体裁等は下記を想定しているが、より優れた案があれば提案して構わない。また、デザイン案(イメージ)について、企画提案書に提示すること。

ア 概要版について

主に、高校生以上のこども・若者や子育て当事者などをターゲットとするもので、一般の方に計画の概要を説明するための分かりやすい資料として作成する。掲載内容は、原則受託者側で案を作成し、県と協議の上決定するものとする。

頁数

8頁程度とする

出力

A4縦向き・フルカラー

(翌年度以降、印刷・PDF形式でのホームページ掲載を想定)

形式

電子データ

校正

- ・ 契約後、複数のデザイン案を提出すること。基本的なデザインや構成は、県と協議の上決定する。
- ・ 掲載内容については、2月中旬に上記(1)の内容が確定した後、県が了承するまで3回程度の校正を行うこと。

※最終的な納品日等は、「5 成果物の提出及び納期等」参照

イ やさしい版について

主に、中学生以下のこどもに向けて、計画策定の意図や大切にしている考え方、掲載している施策の概略について分かりやすく伝える資料として作成する。受託者側でデザイン案の作成、レイアウト等を行う。記載する内容は、上記(1)をもとに基本方針や基本目標、基本施策等について補足・解説するものとし、具体的には県と協議の上決定する。

頁数

8頁程度とする

出力 A4縦向き・フルカラー
(翌年度以降、印刷・PDF形式でのホームページ掲載を想定)

形式 電子データ

校正

- ・契約後、複数のデザイン案を提出すること。基本的なデザインや構成は、県と協議の上決定する。
- ・掲載内容については、12月上旬までに素案を作成し、パブリックコメント実施時に公表できるよう、県が了承するまで3回程度の校正を行う。
- ・2月中旬に上記(1)の内容が確定した後、県が了承するまで3回程度の校正を行い納品する。

※最終的な納品日等は、「5 成果物の提出及び納期等」参照

5 成果物の提出及び納期等

最終の成果物について、次のとおり納品すること。

ただし、「(別紙3) 策定スケジュール(予定)」に沿って、上記「4 業務内容」に示したタイミングで仮原稿の提出を求める。

【納品場所】群馬県生活こども部生活こども課政策推進室少子化対策係
(群馬県前橋市大手町1-1-1 / kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp)

内容	納期	形式
① 本体	令和7年3月28日(金)まで	PDF形式 / Microsoft 社 PowerPoint、ai データ等編集可能な形式 ※翌年度印刷及びデジタル冊子化を予定
② 概要版		PDF形式 / ai データ等編集可能な形式 ※翌年度印刷を予定
③ こども版		

6 業務実施計画書の策定

以下の内容を記載した計画書(任意様式)を速やかに策定し、県へ提出すること。

なお、計画は県との協議を踏まえ決定すること。

- (1) 事業全体の概要
- (2) 各事業の具体的事業内容
- (3) 業務執行体制
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先を必ず記載
- (5) 全体のスケジュール
- (6) その他、県が必要と認める事項

※計画の策定後にその内容を変更する場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

7 その他

- (1) 本業務は国の「令和6年度こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支

援事業)」を活用して実施するため、業務完了後に会計検査等の対応が生じる場合がある。関連する証拠書類は委託契約終了後5年間保存すること。

- (2) 本業務により生じた成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。
- (3) 本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 本業務の実施に伴い個人情報を取得する場合は、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守して取り扱うとともに、業務を開始する前に、個人情報取扱事務における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について、県へ書面で報告しなければならない。
- (5) 本業務の実施に必要な事項（県との打ち合わせを含む）に係る一切の経費については、委託額に含むものとする。
- (6) 本仕様書に記載の無い事項及び内容の詳細については、その都度、群馬県との協議により決定する。

（別添）参考資料「計画骨子」 ※企画提案募集時点の案であり変更の可能性があります

基本方針1 全てのこどもの将来にわたるウェルビーイングの保障【ライフステージ共通】

基本目標	基本施策
(1) こどもの権利の理解と社会全体での共有	①こども基本法・こどもの権利条約の周知 ②人権啓発活動の推進と救済機関の周知
(2) 非認知能力育成と活躍できる機会づくり	①遊びや体験活動の推進 ②こどもにやさしいまちづくり ③郷土の文化と異文化の理解・国際交流の促進 ④適性に応じた学びを深める機会の創出 ⑤ジェンダーギャップの解消 ⑥外国人のこども・若者とその家族への支援
(3) 切れ目のない保健・医療の提供	①生涯にわたる健康支援 ②小児医療サービスの充実 ③慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 ④医療的ケア児等への支援
(4) 困難な状況にあるこども・若者への支援	①貧困による学びや生活上の困難の解消 ②障害のあるこども・若者への支援 ③虐待の根絶と養育環境の改善 ④自殺や犯罪からこども・若者を守る ⑤社会的に孤立している若者等への支援

基本方針2 「はじめの100か月」を社会全体で支える【こどもの誕生前から幼児期】

基本目標	基本施策
(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の提供	①妊娠・出産に関する正しい知識の普及と相談体制の強化 ②安全で安心できる出産と産前産後ケアの提供 ③乳幼児健診等の推進
(2) 「愛着形成」と「遊び」を通じた成長の保障	①様々な状況に応じた幼児教育・保育の提供 ②幼児教育・保育の質の向上 ③幼児教育・保育人材の育成・確保

基本方針3 心身の健やかな成長と自己肯定感を高めるための環境を整える【学童期・思春期】

基本目標	基本施策
(1) 安心して過ごし学べる学校生活の充実	①健やかな成長を促す学びの提供 ②教員の働き方改革やICT活用促進 ③学びと地域の連携
(2) 多様な居場所づくり	①こども・若者の視点に立った居場所づくり ②放課後における居場所の充実
(3) 心身の健康に関する教育や相談支援の充実	①発達段階に応じた教育の実施 ②予期せぬ妊娠や性感染症等への適切な相談支援

(4) 社会的な自立に必要な知識の習得	①主権者教育の推進 ②消費者教育と金融経済教育の充実 ③ライフデザインやキャリア教育の支援
(5) 学校生活での様々な困難に応じた適切な対応	①いじめ防止対策と適切な対応 ②不登校のこどもへの支援 ③不適切な指導の防止や校則の見直し ④高校中退の予防と中退後の支援

基本方針4 可能性を伸ばし、希望する将来の実現を応援する【青年期】

基本目標	基本施策
(1) 高等教育の修学支援と教育の質の向上	①高等教育に係る経済的負担の軽減 ②高等教育段階で必要な教育の充実
(2) 希望するライフキャリアの実現に向けた支援	①若者の就労支援 ②良質な雇用の創出と若者にとって魅力的な地域づくり ③結婚を希望する若者への支援

基本方針5 こどもの育ちを支える大人への支援【子育て当事者】

基本目標	基本施策
(1) 子育て当事者の不安や負担の解消	①切れ目ない経済支援の実施 ②ニーズに応じた子育て支援の充実 ③ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援
(2) 共働き・共育ての推進	①男性の家事・子育てへの主体的な参画の支援 ②企業等と連携した柔軟な働き方の推進

(別紙1) ページ数の内訳

※企画提案募集時の案であり、今後変更の可能性があります。

※※適宜、デザイン編集不要のページを追加する可能性があります。

見出し	項目	細項目	頁数	備考
—	表紙		1	受託者側で案を作成
—	はじめに	知事挨拶	1	
—	目次		1	
I 総論	1 計画策定の趣旨	導入 計画策定の経緯（国の動き含む）	2	
		(1) これまでの取組の評価と課題	8	
		(2) こどもまんなか推進プログラムの策定	2	
		(3) 新しい計画で目指す社会の姿と基本理念	1	
		(4) 基本方針	1	
	(5) 施策体系	1		
2 計画の位置付け	(1) 法令上の位置づけ等	1		
	(2) こどもの捉え方	1		
II 各論	基本目標＞基本施策	基本方針扉5頁、基本施策詳細75頁程度	80	
III 計画の推進	1 計画の推進体制		1	
	2 こども・若者の意見反映	モニター制度等、フォーラム開催概要	2	
	3 市町村、民間団体との連携・協働		0.5	
	4 有識者会議		0.5	
IV 資料編	1 目標数値・指標一覧	(1) 目標数値	3	
		(2) 指標	5	
	2 策定体制と意見聴取状況		2	
3 用語解説		1		
—	裏表紙		1	受託者側で案を作成
調整分			4	
計			120	

【提供原稿イメージ】

●総論

1 計画策定の趣旨

計画策定の経緯 ～これまでの県の取組と新しい計画の策定～

群馬県においては、子ども・若者を巡る課題を一体的・効果的に解決するために、令和2年3月、「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」を策定し、結婚や子育ての希望実現、虐待防止や貧困の連鎖解消などにより、全ての子ども・若者が等しく次世代に希望をつないでいけるよう、全力で取り組んでまいりました。

このような中、令和5年に施行された子ども基本法では、自治体においては子ども大綱を勘案した「子ども計画」の策定に努めることとされたため、現行計画である「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」の後継計画を、子どもの権利をさらに重視し、子ども計画としての性質を加えた「ぐんま子どもビジョン2025」として策定することとしました。

現行計画（2020～2024）

ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020

個別に対応してきた計画を、国に先駆けて一つに束ね、「社会全体」で包み支え、一体的・効果的な課題解決を図る



新計画（2025～2029）

ぐんま子どもビジョン2025

「子どもの権利」をさらに重視し、子どもを「まんなか」に据えた本県の子ども施策の“新たな羅針盤”として策定

子どもの権利を表すイラストが欲しい



●各論

基本方針・基本目標・基本施策

1 (1) ①子ども基本法・子どもの権利条約の周知

現状・課題

ぐんま青少年基本調査（令和5年度）によると、権利の主体である高校生や若者の8割以上が、行政に対して自身の意見が反映されている実感がないと感じていることが分かりました。

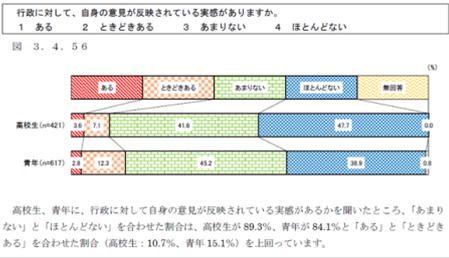
全ての子ども・若者が、自らが権利の主体であるとの認識を深められ、子ども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知していくことが求められています。子ども・若者にとって最善の利益が図られるためには、自らに関係のある施策に対し、安心して意見を表明し、述べた意見が反映される環境を整える必要があります。

子どもの権利に大きな影響を及ぼす行政処分の権限を有する児童相談所には、子どもの意見聴取、意見表明等支援、権利救済の仕組みづくり等の取組が求められています。

施策の方向

- ア) 子ども・若者が権利の主体であることの周知
 子どもや若者が「弱くておとなから守られる存在」ではなく、「ひとりの人間として権利をもっている権利の主体」であることを、子ども・若者や子育て当事者の支援等に携わるおとなへ、広く周知していきます。（様々な機会を活用した周知・広報）
- イ) 子ども・若者の意見を聴く機会の創設
 子ども基本法の基本理念に沿って、子ども・若者が意見表明する機会を確保します。特に、子ども・若者に直接関係する「子ども施策」においては、その策定、実施、評価の各段階において、子ども・若者の意見を丁寧に聴き、施策に反映するよう取り組みます。児童相談所では、一時保護や施設等入所措置を行う際には、子どもが理解できるように説明するとともに、子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益につながる決定をしていきます。また、行政から独立し、専門性を持った支援員が子どもの意見表明を支援するなど、子どもの権利擁護の仕組みづくりを推進します。（子ども・若者からの意見聴取、一時保護児童等の子どもの権利擁護に係る環境整備、高校生を知事の相談役に委嘱）

(2) 行政に対する自身の意見の反映（高校生、青年）



(出典) 県第8回ぐんま青少年基本調査（R5年度）



令和6年度ぐんま子どもモニター募集チラシ



令和5年度高校生リバースメンターの様子

●目標数値

項目	現状	目標
行政に対して、自身の意見が反映されている実感がある高校生・青年の割合	13.3%	45.8%

(別紙2) 表記方法等のルール

(1) 用字・形式等

- ・ フォントサイズは、セクションごとの統一性に配慮し、ページの内容に応じて調整する。
- ・ 文末は、箇条書き部分は言い切り、文章は「です・ます調」とする。
- ・ 数字2桁以上は半角、1桁は全角。アルファベットは全角、カギ括弧は半角。
- ・ 固有名詞以外の年については、「西暦表記で元号を括弧書き」。(例：2024(令和6)年)ただし、グラフや図表ではアルファベット表記や省略表記可。(例：R6/2024など)
- ・ 用字用語、送り仮名等のルールは、「文部科学省用字用語例」を基本とし、受託者側の責任で統一すること。
- ・ 「こども」の表記は、原則各法令の表記に従うが、法令に寄らない施策の場合は「こども」に統一する。

※特に注意すべき主な用語は別表1のとおり

(2) 資料(出典)の表記

- ・ 群馬県以外の主体の資料等の場合…(出典)主体名「資料名(○年度)」
(例：(出典)総務省「国勢調査(R5年)」)
- ・ 群馬県の資料等の場合…(出典)県○○調査(○○年度)
(例：(出典)県少子化対策に関する県民意識調査(R5年度))
- ・ 写真や画像の場合…余白に写真等の説明を記載 (例：こども家庭庁パンフレット)

【別表1】注意すべき主な用語

	正	誤
あ	当たり(…に当たり)	…にあたり(…にあたって)
	△人当たり、△か所当たり	△人あたり、△か所あたり
	在り方	あり方
	安全・安心	安心・安全、安全安心
	生かす ※「活用する」の意の場合でも「生かす」	活かす
	いったん	一旦
	NPO法人	NPO
	大人	おとな
か	係る	かかる
	かかわらず	関わらず <「関わる」は可>
	○か月	○ヶ月 ○カ月
	かなえる (かなえ)	叶える (叶え)
	※他の言葉に置き換え(育むこと)	涵養、かん養
	教員(…教科を教える、生徒指導する場合) 教職員(…教員以外の学校の職員を含む)	教諭 教師 ※固有名詞を除く
	検診 (歯科検診)	健診
	健診 (乳幼児健診)	検診
	県 ※群馬県(庁)が主語となる場合	本県、群馬県

	高校	高等学校
	心と体（心）（体）	こころとからだ（こころ）（からだ）
さ	様々	さまざま
	さらに、… <接続詞>	更に、…
	更に <副詞>（更に…する）	さらに（さらに…する）
	児童生徒	児童・生徒
	障害児・者	障害児(者)
	全て	すべて
た	たち（子どもたち）	達（子ども達）
	知事	県知事
	…づくり <名詞>	…造り、創り <動詞「造る」「創る」は可>
	付け（意識付け、位置づけ）	つけ（づけ）
	つなぐ（つながる）	繋ぐ（繋がる）
	つらい（…づらい）	辛い（…辛い）
	できる	出来る
	できること	できる事
	取組 <名詞>	取り組み
は	図る	はかる
	はじめ（…をはじめ、）	始め（…を始め、）
	一人、一人一人	ひとり、一人ひとり <「ひとり親」は可>
	…ほか	…他、…外 <「その他」「他(た)の…」は可>
わ	分かる	わかる
	わたり（わたる）	亘り（亘る）

- 固有名詞の場合は出典(原文)のとおり
例) 24時間子供SOSダイヤル、こころの健康センター、
- 接続詞はひらがな

(別紙3) 策定スケジュール (予定)

日 程	内 容	担当
11月11日 ～11月20日	外部有識者会議等での意見聴取	県
11月中旬 ～12月上旬	素案完成	県
	パブリックコメント用原稿調整 (本体・やさしい版)	受託者
12月中旬 ～1月中旬	パブリックコメント 意見照会 (全庁、市町村、こども・若者 等)	県
1月中旬 ～1月下旬	パブリックコメント後意見反映	県 受託者
	外部有識者会議での意見聴取 (最終調整)	県
2月初旬	県議会へ議案提出	県
3月19日	議決 (策定)	県
～3月28日	最終調整・納品	県⇔受託者
3月31日	本体、概要版、こども版の県HP公開	県
令和7年度 4月以降	計画の周知 ※いずれも新年度別途委託 ・本体のデジタル冊子化 ・外国語版作成	県